

インターンシップ交通費等支給基準

本基準は、インターンシップ規程第 15 条の定めにより、インターン生の交通費等の支給について定める。

1 交通費

①対象区域：道内に限る

②支給金額：実費（病院が算出した額を超える場合は、病院が算出した額）

※利用できる交通機関が存在し、合理的かつ経済的な路線により算出

③交通機関：地下鉄、バス、電車、鉄道

2 宿泊費 ※インターン生が事前に予約した場合

①対象区域：居住地から病院までの距離を考慮し決定する

（札幌市、江別市、石狩市、北広島市、恵庭市、千歳市、小樽市は対象外）

②支給金額：実費（病院が算出した額を超える場合は、病院が算出した額）